

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月3日

【会社名】 PayPay株式会社

【英訳名】 PayPay Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町1番3号

【電話番号】 03-6885-8181(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CFO 影近 航

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 YOTSUYA TOWER

【電話番号】 03-6885-8181(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CFO 影近 航

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、2026年2月12日付の取締役会において、米国Nasdaq Global Select Marketへの当社普通株式を原株とする米国預託株式(以下「本ADS」といいます。)の上場に伴い、本ADS(なお、本ADSが表章する当社普通株式のうち、新規に発行されるものを「本募集株式」、当社既存株主が処分するものを「本売出株式」といいます。)について、米国を中心とする海外市場における本ADSの募集(以下「本海外募集」といいます。)及び売出し(以下「本海外売出し」といいます。)と合わせて「本件オファリング」といいます。)について決議していますが、2026年3月2日付の当社臨時株主総会及び2026年3月3日付の当社取締役会において、本募集株式を、本邦以外の地域において、第三者割当の方法により発行することを決議しました。また、本海外募集及び本海外売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、本海外募集及び本海外売出しに係る引受人が8,248,081ADSを上限として本ADSを米国を中心とする海外市場において追加的に販売する場合があります。本海外募集及び本海外売出しに係る引受人は当該販売を補うために追加で8,248,081ADSを上限として預託機関からADSの発行を受けるオプション(以下「グリーンシューオプション」といいます。)を有しているところ、当社は、2026年3月3日付の取締役会において、グリーンシューオプションに係る本ADSが表章する当社普通株式(以下「本GSO株式」といいます。)を、本邦以外の地域において、第三者割当の方法により発行することを決議しました。

これらに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、当社は、2026年2月12日付の当社取締役会で決議した本ADSの日本における売出し(以下「本国内売出し」といいます。)について、関東財務局長に対して2026年2月13日付で有価証券届出書を提出しております。

(注) 本書において、「米ドル」は、米国の通貨をいい、「円」は、日本の通貨をいいます。米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年2月10日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.17円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円換算表示は全てこれによるものとします。

2【報告内容】

・本募集株式の発行

(1) 有価証券の種類

普通株式

(2) 発行数

31,054,254株

(3) 発行価格

未定

(発行価額以上の範囲で2026年3月12日に決定するものとします。)

(4) 発行価額(会社法上の払込金額)

1株につき14.5米ドル(2,264円)

(5) 資本組入額

未定

(2026年3月12日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を発行数で除した金額とします。

(6) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 450,286,683米ドル(70,321,271,284円)
 資本組入額の総額 未定

(注) 資本組入額の総額は、本募集株式の発行に関して会社法上の増加する資本金の額であり、2026年3月12日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 株式の内容

当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。米国 Nasdaq Global Select Marketに上場された日に、単元株式数を100株とすることとしています。

(8) 発行方法

第三者割当の方法により、本募集株式は全て上記(3)に記載の発行価格にてThe Bank of New York Mellonに割り当てられます。なお、The Bank of New York Mellonは、本募集株式の割当後、本海外募集に係る本ADSを発行しません。

(9) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

1. 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

(注) 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、本募集株式の発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額です。

2. 手取金の用途ごとの内容及び支出予定時期

上記手取金は、運転資金、販売・マーケティング活動、プロダクト開発、一般管理業務、設備投資等の一般的な企業目的のために使用する予定です。また、一部を事業、サービス又は技術への投資又は買収に充当する可能性があります。現時点で具体的な計画や合意はありません。

(10) 新規発行年月日(払込期日)

2026年3月13日

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(12) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

(13) 募集を行う地域に準ずる事項

米国

(14) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。米国Nasdaq Global Select Marketに上場された日に、当社普通株式の株式譲渡制限を定める規定を廃止し、単元株式数を100株とすることとしています。

(15)当該株券を取得しようとする者(以下「取得者」といいます。)の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

下記(18) - 1 - aに記載の通りです。

(16)出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との関係

下記(18) - 1 - bに記載の通りです。

(17)保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決め内容

割当予定先であるThe Bank of New York Mellonと当社は2026年3月11日(米国東部標準時間)付で、本ADSに関する預託契約(以下「預託契約」といいます。)を締結する予定であり、預託契約において、割当予定先は、()預託契約に定める手続に従って本ADSが表章する本募集株式を引き出すことが認められる場合、()当社が預託契約の終了を指示した場合、又は() (a)預託機関が辞任を申し出た後、後任の預託機関が指名されず、若しくは指名された後任の預託機関が指名を受諾せずに、60日が経過した場合、(b)当社が支払不能に陥った、若しくは破産手続きが開始した場合、(c)預託済証券の価値の全て若しくは実質的に全てが、金銭若しくは有価証券の形態で分配された場合、(d)本ADSの裏付けとなる預託済証券が存在しない、若しくは裏付けとなる預託済証券が明らかに無価値となった場合、若しくは(e)預託済証券の入れ替えがあった場合に、割当予定先が預託契約を解除することにより預託契約が終了する場合を除き、本募集株式を保有し続けることが合意される予定です。

(18)第三者割当の場合の特記事項

1. 割当予定先の状況

a. 割当予定先の概要

名称	The Bank of New York Mellon
所在地	240 Greenwich Street, New York, New York 10286, United States of America
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	在日代表兼東京支店長 渡邊 国夫 +81-3-6756-4100 (代表番号)
代表者の役職及び氏名	Robin A. Vince President & CEO
資本金	非上場会社であり、開示の同意が得られていないため、非開示としています。
事業の内容	銀行業
主たる出資者及びその出資比率	The Bank of New York Mellon Corporation (100%)

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	預託契約を締結する予定です。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、本ADSの米国Nasdaq Global Select Marketへの上場及び本件オファリングを行うことを企図しており、そのためには当社普通株式を預託し、預託証券を発行する必要があるところ、割当予定先であるThe Bank of New York Mellonは、米国外の外国の会社の株式を預かり入れ、預託証券を発行する業務を従来から行っているため、その経験や管理業務を考慮し、The Bank of New York Mellonを割当予定先としました。

d. 割り当てようとする株式の数

発行予定株式数である当社普通株式31,054,254株の全てを割当予定先に対して割り当てるものです。

e. 株券等の保有方針

割当予定先は本募集株式を預託財産として本ADSを発行する預託銀行であり、預託契約に従い、本ADSの保有者のために保有するものであります。割当予定先は、()預託契約に定める手続に従って本ADSが表章する本募集株式を引き出すことが認められる場合、()当社が預託契約の終了を指示した場合、又は() (a)預託機関が辞任を申し出た後、後任の預託機関が指名されず、若しくは指名された後任の預託機関が指名を受諾せずに、60日が経過した場合、(b)当社が支払不能に陥った、若しくは破産手続きが開始した場合、(c)預託済証券の価値の全て若しくは実質的に全てが、金銭若しくは有価証券の形態で分配された場合、(d)本ADSの裏付けとなる預託済証券が存在しない、若しくは裏付けとなる預託済証券が明らかに無価値となった場合、若しくは(e)預託済証券の入れ替えがあった場合に、割当予定先が預託契約を解除することにより預託契約が終了する場合を除き、本募集株式を保有し続けます。

f. 払込みに要する資金等の状況

払込みに要する資金は、本海外募集に際して、上記(10)に記載の新規発行年月日に当社へ払い込まれる金額の総額であります。当社は、本臨時報告書提出時まで、本海外募集の実行可能性を確認することにより、基本的に本募集株式の発行価格の総額の払込みについて確実性があるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、割当予定先及びその関係者は反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係の有していない旨の説明を受けて、割当予定先及びその関係者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。なお、本ADSが表章する当社普通株式については、本ADSの保有者の指図に従い議決権の不統一行使がなされる等、本募集株式の株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限については、本募集株式が本ADSの預託財産であることから、本ADSの保有者の利益保護のため、預託契約による一定の制限が課されることとなります。

2. 株券等の譲渡制限

該当事項はありません。米国Nasdaq Global Select Marketに上場された日に、当社普通株式の株式譲渡制限を定める規定を廃止し、単元株式数を100株とすることとしています。

3. 発行条件に関する事項

払込金額の算定根拠

本募集株式の発行は、本件オファリングを目的とする一連のプロセスの一環であり、本募集株式の発行価格(本募集株式の対価として割当予定先から払い込まれる金額をいいます。)は、本件オファリングに係る本ADSの引受価額(本件オファリングに係る引受人が当社及び本件オファリングに係る売出人に支払う1 ADSあたりの金額をいいます。)と同額となる見込みです。本件オファリングにおける本ADSに係る引受価額は、1 ADSにつき17米ドル(2,654.89円)以上20米ドル(3,123.40円)以下の範囲(以下「当初仮条件」といいます。)を基に本件オファリングにおいて行われるブックビルディング(なお、本件オファリングに関連して、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1項第8号に定義される「引受会員」による引受けは実施されないため、本件オファリングを通じて実施される需要状況の調査は同規則第2条第1項第16号に定義される「ブックビルディング」には該当いたしません。)における需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年3月12日に決定される予定です(但し、本件オファリングにおいて行われるブックビルディングにおける需要状況やロードショーの結果、マクロ経済環境の変化等によっては、当初仮条件は2026年3月12日以前に変更される可能性があります)。本募集株式の払込金額は、当初仮条件を基礎として、これを下回る金額として決定いたしました。

発行条件の合理性に関する考え方

本募集株式の発行は、本件オファリングを目的とする一連のプロセスの一環であり、本募集株式の発行数は本海外募集に係る本ADSの発行数と同数になる見込みであり、また、本募集株式の発行価格は本ADSに係る引受価額と同額となる見込みあり、これらの本ADSの発行条件は、本件オファリングにおいて行われるブックビルディングにおける需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定される予定であるため、本募集株式の発行条件は合理的であると判断しております。

なお、本募集株式の募集事項の決定については、当社の株主総会において、本募集株式の発行数の上限及び払込金額の下限を決定したうえで当社の取締役会に委任がなされており、本募集株式の発行条件は、当該委任に基づき当社の取締役会において決定されたものです。

4. 大規模な第三者割当に関する事項

該当事項はありません。

5. 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
The Bank of New York Mellon	240 Greenwich Street, New York, New York 10286, United States of America	0	0.00	63,235,295	9.34
Bホールディングス(株)	東京都千代田区紀尾井町 1番3号	318,721,600	49.99	318,721,600	47.09
SVF II Piranha (DE) LLC	251 Little Falls Drive, New Castle County, DE 19808, United States of America	216,762,800	34.00	192,829,840	28.49
ソフトバンク(株)	東京都港区海岸一丁目7 番1号	51,043,400	8.01	51,043,400	7.54
LINEヤフー(株)	東京都千代田区紀尾井町 1番3号	51,043,400	8.01	51,043,400	7.54
計	-	637,571,200	100.00	676,873,535	100.00

(注1) 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。そのため、必ずしも2026年3月3日現在の所有株式数または総議決権数に対する所有議決権数の割合を反映しているものではありません。

(注2) 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本募集株式が31,054,254株、本売出株式が23,932,960株、本GS0株式の発行数が8,248,081株であると仮定して計算しております。

(注3) 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. 大規模な第三者割当の必要性

該当事項はありません。

7. 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

8. その他参考になる事項

該当事項はありません。

(19)その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	152,404,646,011円
発行済株式総数	637,571,200株

・本GS0株式の発行

(1) 有価証券の種類

普通株式

(2) 発行数

8,248,081株(上限)

(注1) 本GS0株式が上限まで発行された場合の発行数です。

(注2) 本海外募集及び本海外売出しに係る引受人は、2026年3月11日(米国東部標準時間)から30日間、グリーンシューオプションを行使することができます。

(3) 発行価格

未定

(発行価額以上の範囲で2026年3月12日に決定するものとします。なお、発行価格は上記(3)の本募集株式の発行価格と同一の金額とします。)

(4) 発行価額(会社法上の払込金額)

1株につき14.5米ドル(2,264円)

(5) 資本組入額

未定

(2026年3月12日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を発行数で除した金額とします。

(6) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 119,597,174.5米ドル(18,677,490,742円)

資本組入額の総額 未定

(注) 資本組入額の総額は、本GS0株式の発行に関して会社法上の増加する資本金の額であり、2026年3月12日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 株式の内容

当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。米国 Nasdaq Global Select Market に上場された日に、単元株式数を100株とすることとしています。

(8) 発行方法

第三者割当の方法により、本GS0株式は全て上記(3)に記載の発行価格にてThe Bank of New York Mellonに割り当てられます。なお、The Bank of New York Mellonは、本GS0株式の割当後、グリーンシューオプションに係る本ADSを発行します。

(9) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

1. 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

(注) 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、本GS0株式の発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額です。

2. 手取金の用途ごとの内容及び支出予定時期

上記手取金は、運転資金、販売・マーケティング活動、プロダクト開発、一般管理業務、設備投資等の一般的な企業目的のために使用する予定です。また、一部を事業、サービス又は技術への投資又は買収に充当する可能性があります。現時点で具体的な計画や合意はありません。

(10) 新規発行年月日(払込期間)

2026年3月13日から2026年4月10日まで。

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(12) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

(13) 募集を行う地域に準ずる事項

米国

(14) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。米国Nasdaq Global Select Marketに上場された日に、当社普通株式の株式譲渡制限を定める規定を廃止し、単元株式数を100株とすることとしています。

(15) 当該株券を取得しようとする者(以下「取得者」といいます。)の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

下記(18) - 1 - aに記載の通りです。

(16) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との関係

下記(18) - 1 - bに記載の通りです。

(17) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決め内容

割当予定先であるThe Bank of New York Mellonと当社は2026年3月11日(米国東部標準時間)付で、預託契約を締結する予定であり、預託契約において、割当予定先は、()預託契約に定める手続に従って本ADSが表章する本GS0株式を引き出すことが認められる場合、()当社が預託契約の終了を指示した場合、又は() (a) 預託機関が辞任を申し出た後、後任の預託機関が指名されず、若しくは指名された後任の預託機関が指名を受諾せずに、60日が経過した場合、(b) 当社が支払不能に陥った、若しくは破産手続きが開始した場合、(c) 預託済証券の価値の全て若しくは実質的に全てが、金銭若しくは有価証券の形態で分配された場合、(d) 本ADSの裏付けとなる預託済証券が存在しない、若しくは裏付けとなる預託済証券が明らかに無価値となった場合、若しくは(e) 預託済証券の入れ替えがあった場合に、割当予定先が預託契約を解除することにより預託契約が終了する場合を除き、本GS0株式を保有し続けることが合意される予定です。

(18)第三者割当の場合の特記事項

1. 割当予定先の状況

a. 割当予定先の概要

名称	The Bank of New York Mellon
所在地	240 Greenwich Street, New York, New York 10286, United States of America
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	在日代表兼東京支店長 渡邊 国夫 +81-3-6756-4100 (代表番号)
代表者の役職及び氏名	Robin A. Vince President & CEO
資本金	非上場会社であり、開示の同意が得られていないため、非開示として います。
事業の内容	銀行業
主たる出資者及びその出資比率	The Bank of New York Mellon Corporation (100%)

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	預託契約を締結する予定です。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、本ADSの米国Nasdaq Global Select Marketへの上場及び本件オフアリングを行うことを企図しており、そのためには当社普通株式を預託し、預託証券を発行する必要があるところ、割当予定先であるThe Bank of New York Mellonは、米国外の外国の会社の株式を預かり入れ、預託証券を発行する業務を従来から行っているため、その経験や管理業務を考慮し、The Bank of New York Mellonを割当予定先としました。

d. 割り当てようとする株式の数

発行予定株式数である当社普通株式8,248,081株の全てを割当予定先に対して割り当てるものです。

e. 株券等の保有方針

割当予定先は本GSO株式を預託財産として本ADSを発行する預託銀行であり、預託契約に従い、本ADSの保有者のために保有するものであります。割当予定先は、()預託契約に定める手続に従って本ADSが表章する本GSO株式を引き出すことが認められる場合、()当社が預託契約の終了を指示した場合、又は() (a)預託機関が辞任を申し出た後、後任の預託機関が指名されず、若しくは指名された後任の預託機関が指名を受諾せずに、60日が経過した場合、(b)当社が支払不能に陥った、若しくは破産手続きが開始した場合、(c)預託済証券の価値の全て若しくは実質的に全てが、金銭若しくは有価証券の形態で分配された場合、(d)本ADSの裏付けとなる預託済証券が存在しない、若しくは裏付けとなる預託済証券が明らかに無価値となった場合、若しくは(e)預託済証券の入れ替えがあった場合に、割当予定先が預託契約を解除することにより預託契約が終了する場合を除き、本GSO株式を保有し続けます。

f. 払込みに要する資金等の状況

払込みに要する資金は、本海外募集に際して、上記(10)に記載の新規発行年月日に当社へ払い込まれる金額の総額であります。当社は、本臨時報告書提出時まで、本海外募集の実行可能性を確認することにより、基本的に本GSO株式の発行価格の総額の払込みについて確実性があるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、割当予定先及びその関係者は反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の説明を受けて、割当予定先及びその関係者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。なお、本ADSが表章する当社普通株式については、本ADSの保有者の指図に従い議決権の不統一行使がなされる等、本GSO株式の株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限については、本GSO株式が本ADSの預託財産であることから、本ADSの保有者の利益保護のため、預託契約による一定の制限が課されることとなります。

2. 株券等の譲渡制限

該当事項はありません。米国Nasdaq Global Select Marketに上場された日に、当社普通株式の株式譲渡制限を定める規定を廃止し、単元株式数を100株とすることとしています。

3. 発行条件に関する事項

払込金額の算定根拠

本GSO株式の発行は、本件オファリングを目的とする一連のプロセスの一環であり、本GSO株式の発行価格は、本件オファリングに係る本ADSの引受価額と同額となる見込みです。本件オファリングにおける本ADSに係る引受価額は、当初仮条件を基に本件オファリングにおいて行われるブックビルディングにおける需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年3月12日に決定される予定です(但し、本件オファリングにおいて行われるブックビルディングにおける需要状況やロードショーの結果、マクロ経済環境の変化等によっては、当初仮条件は2026年3月12日以前に変更される可能性があります)。本募集株式の払込金額は、当初仮条件を基礎として、これを下回る金額として決定いたしました。

発行条件の合理性に関する考え方

本GSO株式の発行は、本件オファリングを目的とする一連のプロセスの一環であり、本GSO株式の発行数はグリーンシューオプションに係る本ADSの発行数と同数になる見込みであり、また、本GSO株式の発行価格は本ADSに係る引受価額と同額となる見込みあり、これらの本ADSの発行条件は、本件オファリングにおいて行われるブックビルディングにおける需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定される予定であるため、本GSO株式の発行条件は合理的であると判断しております。

なお、本GSO株式の募集事項の決定については、当社の株主総会において、本GSO株式の発行数の上限及び払込金額の下限を決定したうえで当社の取締役会に委任がなされており、本GSO株式の発行条件は、当該委任に基づき当社の取締役会において決定されたものです。

4. 大規模な第三者割当に関する事項

該当事項はありません。

5. 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
The Bank of New York Mellon	240 Greenwich Street, New York, New York 10286, United States of America	0	0.00	63,235,295	9.34
Bホールディングス(株)	東京都千代田区紀尾井町 1番3号	318,721,600	49.99	318,721,600	47.09
SVF II Piranha (DE) LLC	251 Little Falls Drive, New Castle County, DE 19808, United States of America	216,762,800	34.00	192,829,840	28.49
ソフトバンク(株)	東京都港区海岸一丁目7 番1号	51,043,400	8.01	51,043,400	7.54
LINEヤフー(株)	東京都千代田区紀尾井町 1番3号	51,043,400	8.01	51,043,400	7.54
計	-	637,571,200	100.00	676,873,535	100.00

(注1) 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。そのため、必ずしも2026年3月3日現在の所有株式数または総議決権数に対する所有議決権数の割合を反映しているものではありません。

(注2) 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本募集株式が31,054,254株、本売出株式が23,932,960株、本GS0株式の発行数が8,248,081株であると仮定して計算しております。

(注3) 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. 大規模な第三者割当の必要性

該当事項はありません。

7. 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

8. その他参考になる事項

該当事項はありません。

(19)その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 152,404,646,011円

発行済株式総数 637,571,200株